

資料 日本における戦時期農地・農地政策関係資料 (5)

坂根嘉弘

目次

一、研究史の概要

二、戦時期土地改良関係資料

- (1) 日中戦争期の土地改良政策 …以上、第1回（第25巻第3号）
- (2) 太平洋戦争期の食糧増産対策 …以上、第2回（第26巻第1・2号）、第3回（第26巻第3号）

三、戦時期農地政策関係資料

(1) 戦時農地立法

- 1) 小作料統制令
- 2) 臨時農地等管理令
- 3) 臨時農地価格統制令 …以上、第4回（第27巻第3号）

(2) 農地調整法の施行状況

1) 農地調整法施行状況等調査

農林省は、1942年11月7日付で、1942年10月末までの実績に基づく農地調整法の施行状況調査を道府県に対して行っている。道府県からの回答をまとめて綴ったものが、農林省文書『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』である。『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』の調査項目は、①「農地調整法第三条ノ管理買収ニ関スル調査」、②「農地調整法第四条ノ協議ニ関スル調査」、③「農地調整法第五条ノ命令ニ関スル調査」、④「道府県農地委員会活動状況」、⑤「市町村農地委員会ニ関スル調査」、⑥「自作農創設維持事業者ニ関スル調査」、⑦「自作農組合ニ関スル調査」、⑧「自作農創設維持地ニシテ荒廃（復旧ノ見込ナキモノ）セルモノニ関スル調査」の8項目からなっていた。表1-1は、このうち⑤「市町村農地委員会ニ関スル調査」から作成したもので、道府県別事業別に農地調整法実施状況を示している。道府県は、毎年、農地委員会の活動状況の報告を市町村農地委員会に求めており(1)、『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』に綴じられた道府県の農林省への報告が、それに基づいていることは間違いない。なお、千葉県からは報告がなかったと思われ、千葉県の分

は欠けている。以下では、表1-1を中心に検討していきたいのであるが、このうち農地調整法第3条（上記調査項目①）、第4条（上記調査項目②、なお第4条は上記調査項目⑤には掲出されていない）、第5条（上記調査項目③）については、個別に検討できるので、まず第3条、第4条、第5条についてみておきたい。これまでこれらについては道府県別に明らかでなかったが、ここで初めて道府県別に実績が検討できるようになった。

ア) 農地調整法第3条実績

農地調整法第3条は、「農地ノ所有者又ハ耕作者ハ兵役其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル団体ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ為スコトヲ得」である(2)。これは、兵役・徴用・移民など国策のために、所有地や小作地の管理・耕作が難しくなった際に、公の団体が管理・買取を出来るようにするというものであった。つまり、国策で故郷をあとにする所有者や耕作者の後顧の憂いを最小化しようというものであった。わが国農村社会の通例では、「我国農村ノ美風」として、親戚や近隣のものがこれらの対応をすることになるのであるが、ここで想定されているのは、それでもなお何らかの公の団体による管理・買取が必要な場合、ということであった。

農地調整法施行細則によれば、第3条の「市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル団体」とは、市町村の外、市農会、町村農会、産業組合、農事実行組合及養蚕実行組合とされ、「農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ為スコトヲ得」るのは、兵役、「自己又ハ家族ノ徵用」、「牛馬ノ徵發」、「農村ノ經濟更生ノ為ニスル移民」、「其ノ他公共ノ為已ムヲ得ザル事由」のために耕作あるいは管理できない場合とされた。この第3条の道府県別実績を示したのが、表1-2である。

ここでは、まず、表1-3の全国集計値表をみておきたい。表1-3が表1-2の全国集計値である。まず、管理と買収との多寡をみると、1938年度から1942年度の合計で、管理が3242件、買収が361件と管理が圧倒的に多い。その内訳では、管理は兵役が62%を占め、最も多い。つづいて、移民19%、其ノ他11%となる。自己・家族の徵用や牛馬の徵發によるものはそれほど多くはなかった。買収では、移民が53%と圧倒的に多い。つづいて、兵役21%、其ノ他18%となり、自己・家族の徵用や牛馬の徵發は少なかった。田畠別には、どの事由でも田の方が畠よりもかなり多くなっていた。1件当たり面積では、1938年から1942年の合計平均で、管理・買収とも兵役が最も大きかった。管理で4.9反、買収で6.1反であった。移民は、管理2.8反、買収2.9反と、それほど大きくはなかった。年度別には、まず管理では、1938年度186件、1939年度647件、1940年度816件、1941年度978件、1942年度615件と推移した。1942年度は10月末までの実績であるから、おそらく翌年3月までであると千件余りに達したと思われる。間違いなく増加傾向にあったことが分かる。買収も、1938年度8件、1939年度50件、1940年度79件、1941年度122件、1942年度102件と急速に増加していた。本来、所有地や小作地の管理・耕作が難しくなった際の農地管理は、親戚や近隣のものがこれらの対応をすることが従来の慣行であったと思われるが、従来の慣行で対応し切れなかったものがここに現れてきているわけであり、毎年そのような事態が広がってきていたことを示すものといえよう。その意味では、農地調整法第3条は、このような事態における最後の砦の意味をもっていたのであり、その役割は大きかったと言えよう。

次に、道府県別にみよう。道府県別には、表1-2

にみられるように、すべての府県に実績があるわけではなかった。『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』(表1-2)で実施報告があるのは、青森、岩手、宮城、秋田、群馬、埼玉、新潟、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本の29府県であった⁽³⁾。このうち、取扱件数が多かったのは、岩手、長野、岐阜、静岡、滋賀、京都、兵庫、奈良、広島であった。道府県別には、ほとんどの府県では兵役が多くを占めたのであるが、長野、静岡では管理でも移民によるものが多かった点が特徴である。長野では1941年度、1942年度に、静岡ではすべての年度で移民が兵役を上回っていた。

表1-1は、市町村農地委員会の活動について、道府県別事業別の実績を示しているが、これだけでは道府県別に市町村農地委員会がどの程度関与したのかが分からないので、さらに表1-4を作成した。表1-4は、道府県別事業別の関与市町村農地委員会数(1939年度から1942年10月までの合計)を道府県別の市町村農地委員会数で除して、割合を示したものである。道府県別に市町村農地委員会がどの程度の積極性をもって各事業を実施したかを示している。ここでは、表1-4のうち農地調整法第3条をみておくと、奈良129%が飛びぬけて高く、次いで岩手62%、広島51%、静岡49%、長野48%、滋賀40%、岐阜39%と続いている。全国平均では14%であり、それほど高くなかったが、これらの諸県が第3条事業に積極的に関与したことを見ている。

イ) 農地調整法第4条実績

農地調整法第4条は、「道府県、市町村其ノ他命令ヲ以テ定ムル団体ガ農村ノ經濟更生ノ為命令ノ定ムル所ニ依リ自作農創設維持ニ要スル土地ヲ取得シ又ハ使用スルノ必要アルトキハ行政官庁ノ認可ヲ受ケ土地ノ所有者其ノ他之ニ関シ権利ヲ有スル者ニ対シ土地ノ譲渡又ハ使用収益ノ権利ノ設定若ハ譲渡ニ関スル協議ヲ求ムルコトヲ得」であり、これは同時に未墾地開墾による自作農創設の際にも適用された。特に、未墾地については土地収用法が適用され、強制的に収用・使用する途が開かれた。この事業を行う団体は、農地調整法施行令により、「道府県及市町村ノ外産業組合及農事実行組合」が指定された。

表1-5が、その実績を示している。1938年度から1942年度までで、神奈川、静岡、京都、兵庫、鳥取、香川の6府県、40団体の実績である。なかには不成立も含んでおり、それほど多くはない。府県別の最多は静岡県で、1939年度5団体、1940年度6団体、1941年度11団体、1942年度8団体、合計30団体と、全体の4分の3を占めた。但し、静岡県の場合、第4条に基づき正式に協議したものではなく、第4条と同様の処置を行い、自作農創設地にあてたとしている。第4条の事例としては、不在地主や大地主と協議し自作農創設地とした神奈川、京都、鳥取、香川の事例が典型的なものであろう。このように第4条実績自体はかなり少なかったのであるが、事実上の第4条実績が広範に展開していた点に注目しなければならない(4)。

ウ) 農地調整法第5条実績

農地調整法第5条は、「行政官庁農村ノ経済更生ノ為必要アリト認ムルトキハ農地ノ所有者ヲシテ農地処分ニ当リ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ市町村農地委員会ニ其ノ旨ヲ通知セシムルコトヲ得」というものである。これは、不在地主や銀行などが所有する農地を処分する際、市町村農地委員会がそれを知らず、村の農地であるにもかかわらずそれにまったく関与できない状況や、周旋屋や仲介業者が間にしている農地取引で小作農家に経済更生上不都合なことが起きる恐れがあるというような場合、予め市町村農地委員会で農地処分の調整を行ったほうが農村経済更生上好ましいことがあるというので、このような規定を設けていた。この命令は、地方長官により、全県下に対して発することが出来るし、あるいは特定の区域でも発することが出来た。このような通知（処分の1月前までに通知）を市町村農地委員会が受け取った場合、小作農家に連絡して小作農家自らが買い取るとか、小作農家に自作農創設資金の貸付を行うとか、産業組合等が資金を融通するとか、あるいは公の団体が一時的に買い取って管理し自作農創設を期すとか、などの対応が期待された。いずれにしても、市町村農地委員会や市町村民が、まったく知らないところで農地処分が行なわれ、それらにまったく関与できない状況をあらため、出来るだけ市町村内にある農地を市町村に買い戻し、自作農創設維持を推し進めていくという基本方針であった。

農地調整法第5条実績を示したのが、表1-6である。第5条命令を発していたのは、北海道、青森、秋田、山形、埼玉、神奈川、長野、静岡、三重、兵庫、和歌山、鳥取、島根、広島、徳島、香川、愛媛、佐賀の18県である(5)。このうち、県下一円（あるいはそれに近い広範囲）に命令を発していたのは、北海道、青森、秋田、山形、埼玉、静岡、三重、和歌山、鳥取、島根、広島、香川、愛媛であり、個別町村・地域を対象としたのは、長野、兵庫、徳島、佐賀であった。前者の広域を指定した命令発動理由は、自作農創設、町村外に農地が流出することを防止するため、不在地主の農地を町村に取り戻すため、土地売買移動に伴う紛議を防止するため、などであったが、特に土地ブローカー・仲介業者の介入を排除することを理由に挙げている場合が多い。後者の個別町村・地域の対象村選定理由は、農地の村外流出が顕著な村、経済更生計画遂行上農地所有の適正化を図る必要、小作地率が高く農地所有不均衡を是正するため、などであった。農地処分通知の実績（件数）は、三重、鳥取、島根、広島がかなり多くなっているが、それでも、通知がない農地処分も相当あると報告している（三重、島根）。他の県では通知そのものがそれほど多くはなかった。通知があつた農地処分に関しては、どの県とも小作人への土地譲渡・自作農創設を斡旋している。これは農林省の方針通りであった。最後に、表1-4により、道府県別に市町村農地委員会の農地調整法第5条に対する積極性をみておくと、広島121%、島根102%が特に高く、続いて三重76%、香川59%、鳥取42%となっている。上記の件数による検討とほぼ同じであった。ただ、全国平均の関与率は13%とかなり低い。

この農地調整法第5条は、農地処分の調整として初めてのものであり、その意味で農地法制上画期的な意義をもったといえる。しかし、県下一円（あるいはそれに近い広範囲）に命令を発していたのは13道県とあまり多くはなく、かつそれらの地域でも農地処分の通知件数は一部を除くと少なかったのである。つまり、農地処分調整の実効は、島根や広島など市町村農地委員会の関与率がかなり高い地域をのぞくと、全国的にはかなり限られたものであったとみるべきであろう。1944年3月25日の臨時農地等管理令の改正（第7条の2）で、

農地の所有権移動について地方長官の許可が必要となつたが、それでも農地統制は十全に行われたわけではなく、かなりの統制違反が生じていた(6)。それを考慮すると、農地調整法第5条での農地処分調整は、かなり困難であったというべきであろう。

なお、以上の農地調整法第3条、第4条、第5条の3条ともまったく関与がなかったのは、福島、茨城、栃木、東京、石川、福井、山梨、高知、長崎、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の13府県であった。

工) その他

その他の市町村農地委員会が関与した活動については、『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』では個別に報告がなく、個別に検討できないので、「市町村農地委員会ニ関スル調査」(表1-1、表1-4)のデータに依拠するしかない。

まず、農地調整法第9条実績である。農地調整法第9条は、「農地ノ賃貸人ハ賃借人が宥恕スペキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滞納スル等信義ニ反シタル行為ナキ限り賃貸借ノ解約ヲ為シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ」というものであった。ただし、「土地使用ノ目的ノ変更又ハ賃貸人ノ自作ヲ相当トスル場合其ノ他正当ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」とされ、「農地ノ賃貸借ノ当事者賃貸借ノ解約ヲ為シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ予メ其ノ旨ヲ市町村農地委員会ニ通知スベシ」とされていた。つまり、この通知を受けた市町村農地委員会では、はたして解約や更新拒絶が正当な事由であるか否かを調べて当事者間で紛争が起こらないようにし、また小作地を求めているものがあれば貸し付けるように斡旋をする、ということになっていた。この第9条の実績については、表1-4で関与市町村農地委員会の割合をみると、全国平均は17%でそれほど高くはなかった。逆にいと、「宥恕スペキ事情ナキ」「信義ニ反シタ」解約や更新拒絶についてはそれほど問題になっていなかつたということでもある。道府県別には、特に高いという道府県はないが、全国平均の2倍以上の割合となっているのは、兵庫61%、広島60%、島根57%、宮崎52%、北海道51%、岡山44%、鳥取40%、三重35%である。まったく関与がない府県は、岩手、山形、福島、栃木、東京、石川、福井、京都、香川、佐賀、熊本、大分、

沖縄の14府県であった。

農地交換分合については、表1-4で関与市町村農地委員会の割合をみると、全国平均は54%であった。道府県別に関与率が高い(100%を超えている)のは、青森、栃木、群馬、大分、宮崎であった。宮崎は、370%と群を抜いていた。まったく関与がない道府県はないが、20%以下の地域もあり、かなりばらついていた。農地交換分合の実績は、別途公表しているが(7)、関与率の高さと農地交換分合実績とは、必ずしも一致しないようである。

次に、小作争議・農地利用関係についてである。小作争議に関する農地委員会の関与は、地主小作関係で紛議が発生した場合に斡旋・調整をすることやその防止に努めることである。「農地ノ利用関係」とは、たとえば相隣地の関係、農業水利の関係、蔭樹の関係、農道の利用関係など農地の利用に関して、いろいろな問題や紛争が起つた場合に、市町村農地委員会がその斡旋を行うというものである。この事項についての関与率は、全国平均で105%であり、平均的にはすべての市町村農地委員会で1939年度から1942年10月までの間に一度は関与したことを示している。全国的に総じて高いと言えよう。埼玉412%、広島400%、宮崎391%、鳥取269%、長野265%、岐阜248%が特に高い県である。これらの地域では、市町村農地委員会による小作争議・農地利用関係の斡旋に対する役割がかなり大きかったと言えよう。逆に低い県は、神奈川4%、石川4%、沖縄4%、秋田7%であり、東京は関与なしとなっていた。

小作地減収調査は、市町村農地委員会が関与する事項の中で最も一般的なものであった。沖縄を除いては、全ての道府県で関与があった。市町村農地委員会の全国平均関与率は134%と市町村農地委員会が関与する事項の中で最も高かった。道府県別に関与率が高かったのは、鳥取353%、山口304%、山梨258%、京都238%、長崎229%、宮城223%、鹿児島220%、佐賀215%、大阪214%、福島205%、岐阜194%、青森192%であった。関与率が低いのは、山形29%、神奈川33%、静岡35%、徳島38%、宮崎45%、栃木46%、茨城49%であった。この小作地減収調査が小作争議・農地利用関係とともに市町村農地委員会の活動の中心をなしていたといえよう。

小作料統制令第4条については、全国平均の関

与率が30%であった。1942年10月までの実績であることに留意しなければならないが、ただ、小作料統制令第4条の実績がまったくなかった栃木、東京、神奈川、富山、山口の5府県のうち栃木を除いては、市町村農地委員会の関与があったことを示している。この点は注目すべきであろう(8)。なお、小作料統制令第4条道府県別実績については、別稿を参照いただきたい(9)。市町村農地委員会による小作料統制令第4条事業の具体的な事例については、のちに長野県下伊那郡松尾村並びに長野県下伊那郡座光寺村の事例を紹介する。

臨時農地等管理令第8条は、「地方長官必要アリト認ムルトキハ道府県農地委員会又ハ市町村農地委員会ヲシテ農地ノ権利者ニ対シ其ノ農地ノ耕作ニ関シ勧告セシムルコトヲ得」であり、これをうけて道府県では農地作付統制細則に、市町村農地委員会は、耕作放棄地の権利者に対し、その土地の耕作を勧告できる、という条項を入れていた。つまり、臨時農地等管理令第8条は、市町村農地委員会による耕作勧告であった。この耕作勧告の関与率は、全国平均6%ときわめて低い。関与率が比較的高いのは、100%の鳥取を筆頭に、滋賀84%、青森55%、静岡16%、兵庫10%、愛媛10%であったが、全国的には関与していない市町村農地委員会が圧倒的多数を占めていたのである。それだけ耕作放棄地に対する耕作勧告の問題が生じていなかつたとみるべきであろうか。

「其ノ他」については、茨城に「其他ノ件数ハ小作補給金穀ノ決定」、東京に「臨時農地等管理令第九条ニ関スル事項」、山梨に「其他ノ取扱中主ナルモノハ 一、補給金穀ノ決定、ニ、農地開墾、三、個人的土地売買ノ斡旋等ナリ」、京都に「蔭樹伐截」、山口に「其ノ他ハ臨時農地等管理令及農地価格統制令ニ関スル関与農地委員会数及件数」、愛媛に「小作奨励米ニ関シテ」という注記がある。

- (1) 道府県が定めた農地調整法施行細則には、市町村農地委員会が処理した事項の結果を知事に報告すること、農地調整法施行令第6条第1号乃至第3号の結果を毎年3月末日までに1年間の状況を取り纏めて報告すること、が決められていた。たとえば、広島県の農地調整法施行細則（1938年12月27日広島県令第59号）第11条は、「市町村農地委員会長ハ委員会ノ処理シタル事項ノ結果ヲ遅滞ナク知事ニ報告スペシ但シ農地調整法施行令第六条第一号乃至第三号ノ処理事項ノ結果ハ毎

年三月末日迄ニ一年間ノ状況ヲ取纏メ報告スルコトヲ得」である（『広島県報』第1321号、1938年12月27日）。

- (2) 以下、農地調整法関係の引用は、『集成』9（893頁～909頁）より行った。なお、農地調整法各条について、農林省農務局『農地調整法要旨』（細貝大次郎『現代日本農地政策史研究』御茶の水書房、1977年、869頁～900頁）を参照した。
- (3) このうち、群馬と大阪は、表1-1に掲載されていない。理由は不明。
- (4) 事実上の農地調整法第4条実績については、坂根嘉弘「戦時期日本における農地委員会の構成と機能」（投稿中）を参照のこと。
- (5) このうち、神奈川、佐賀は、表1-1に掲載されていない。理由は不明。
- (6) 坂根嘉弘「日本における戦時期農地・農地政策関係資料（3）」（『広島大学経済論叢』26-3、2003年）の表6-1参照。
- (7) 坂根嘉弘「日本における戦時期農地・農地政策関係資料（3）」（『広島大学経済論叢』26-3、2003年）の表6-1参照。
- (8) ただし、神奈川には「後中止トナル」の注記がある。
- (9) 坂根嘉弘「小作料統制令の歴史的意義」（『社会経済史学』69-1、2003年）の表1。

[付記] 本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)（研究代表者坂根嘉弘、課題番号16530228）による研究成果の一部である。

表1-1 市町村農地委員会活動状況

道府県			北海道					青森県	
年 度			昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数							11 5	3 1
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	77 8,310	75 8,030	80 9,213	70 7,562	302 33,115	29 266	33 478	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数	9 9	15 14	18 16	10 9	52 48		4 3
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	28 103 286	39 148 573	44 110 543	31 27	142 128	1 1	5 2	
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	関与農地委員会数 小作関係 農地委員会数	18 21 7	42 63 20	44 54 23	27 22 8	131 160 58	33 44 24	27 68 4
計			28	83	77	30	218	68	72
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	62 34	111 82	119 88	29 17	321 221	7 686	84 10,714	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)		12	37	59	63	171	5 560	23 3,401
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考								

道府県			秋田県					山形県	
年 度			昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数		3 3	2 2	1 1	2 2	8 8		
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	83 267	67 238	39 159	55 143	244 807	60 68	43 59	
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数	13 12	3 2	10 4	5 3	31 21	10 4	
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	3 423 275	5 357 179	20 835 602	11 355 250	39 1,970 1,306	11 15 137	12 18 207	
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	関与農地委員会数 小作関係 農地委員会数	2 2	6 8	3 3	4 4	15 17 1	10 10 1	10 9 1
計			2	9	3	4	18	10	10
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	75 7,384	64 6,147	65 6,592	80 5,200	284 25,323			17 1,120
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	4 550	9 970	23 3,000	224 60,000	260 64,520	5 2,143	17 7,706	
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考	11 11	252 236	5 26	3 3	271 276			

青森県			岩手県					宮崎県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
7 2		21 8	3 3	38 38	41 41	59 59	141 141				1 1	1 1
33 222		95 966	59 137	58 98	98 434	40 41	255 710	36 629	86 361	63 166	44 128	229 1,284
26 6	705 26	735 35										
6 5		12 8						9 7	11 8	13 11	3 3	36 29
50 68 150	58 184 453	184 414 960	29 350 236	26 254 144	4 208 145	2 350 200	61 1,162 725	54 68 153	38 149 104	22 56 280	11 43 9	125 316 546
54	56	170	5	42	50	25	122	29	25	17	4	75
567 76	4 311	683 415	5	50 90	60 20	10 25	125 135	22 7	20 6	18 4	5 1	65 18
643	315	1,098	5	140	80	35	260	29	26	22	6	83
113 21,610	101 10,985	305 43,995		127 3,807	103 4,500	20 500	250 8,807	28 183	191 43,682	165 38,294	50 2,500	434 84,659
17 1,355	11 1,400	56 6,716	5 300	30 2,121	20 1,216	20 1,416	75 5,053			14 324	21 5,189	35 5,513
40 197	48 227	88 424										

山形県			福島県					茨城県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
46 83	45 61	194 271	108 3140 ^{*1}	102 304	88 158	88 152	386 3754	37 175	27 57	24 61		88 293
		10 4										
								10 10	10 4	19 15	15 15	54 44
4 12 342	19 24 3,840	46 69 4,526	25 230 110	39 149 75	49 383 200	26 175 80	139 937 465	27 243 61	55 733 205	72 673 182	60 440 110	214 2,089 558
1	2	23	15	13	11	3	42	44	34	40	36	154
1	2	22 1	19 2	31 11	22 4	1	73 19	85 30	40 55	45 30	32 25	202 140
1	2	23	21	33	33	5	92	115	95	75	57	342
47 3,500		64 4,620	170 22,013	181 22,582	233 32,229	150 18,000	734 94,824	20 1,663	42 2,407	50 4,306	65 720	177 9,096
47 12,832	4 1,233	73 23,914	5 535	12 1,034	16 1,902	26 4,238	59 7,709	1 193	1 236	2 404	18 1,981	22 2,814
						2 1	2 1					
										90 90	300 300	390 390

道府県		栃木県					群馬県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数							
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	52 165	43 251	37 151	14 20	146 587	107 152	77 104
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数						
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	53 765 151	45 690 104	60 662 101	33 85 21	191 2,202 377	88 1,728 215	82 2,321 29
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	関与農地委員会数 小作関係 農地委員会数	21 141 10	32 450 45	37 385 18	4 3 1	94 979 74	19 16 3
小作地減収調査	計	151	495	403	4	1,053	19	12
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)		39 3,045	37 3,374		76 6,419	12 2,367	44 5,306
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)						6 1,350	5 1,126
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考							

道府県		神奈川県					新潟県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数						4 4	3 3
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	14 14	8 4	7 4	4 26	33 48	78 343	61 129
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数						
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	17 639 96	15 625 94	17 674 101	計画中	49 1,938 291	17 152 119	52 270 175
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	関与農地委員会数 小作関係 農地委員会数	2 2	2 1	1	5	16 3 2	22 15 2
小作地減収調査	計	2	2	1	5	17	22	
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	3 200	14 936	21 1,675		38 2,811	110 3,836	90 3,507
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)	2 60 ^{*9}	1 30 ^{*9}		1 4	3 90	6 220	
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考				1 1	1 1		

群馬県			埼玉県					東京都				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
			2 2	13 13	6 6	調査中	21 21					
70 86	30 30	284 372	120 156	103 76	70 52	70 66	363 350		2 160	2 160	4 320	
			1 1	33 33	23 23	調査中	57 57					
6 6	3 3	32 32	6 4	21 8	24 16	調査中	51 28					
59 1,670 221	51 1,100 12	280 6,819 477	65 212 103	122 432 182	108 404 200	22 56 25	317 1,104 510		2 27 14	9 232 116	10 295 150	21 554 280
10	3	44	74	732	603	調査中	1,409					
9 1	3 5	39 80	286 244	3,857 282	6,910		11,053 606					
10	3	44	366	4,101	7,192		11,659					
39 5,201	43 5,001	138 17,875	17 1,571	74 5,964	124 11,842	80 6,295	295 25,672		19 1,572	14 1,335	4 200	37 3,107
3 885	6 1,309	20 4,670	3 629	3 708	1 297	4 1,277	11 2,911		9 93	10 837	10 120	29 1,050
									1 4			1 4
									1 1			1 1

新潟県			富山県					石川県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
4 4	1 1	12 12		1 1		2 1	3 2					
52 139	56 119	247 730	40 81	33 78	27 51	23 65	123 275	28 71	21 30	14 15	16 23	79 139
3 3	1 1	15 13	4 4	7 7	15 15	4 4	30 30					
58 275 165	34 77 18	161 774 477	12 17 129	15 19 148	21 36 297	5 5 10	53 77 584	41 157 315	42 71 139	34 74 201	27 104 243	144 406 898
11	5	54	23	16	62	13	114	2	1	3	1	7
13 2	5 2	55 6	25 3	14 7	71 25	11 2	121 37	1		3	1	5 4
15	7	61	28	21	96	13	158	3	2 ²	3	1	9
69 6,218	70 3,400	339 16,961	54 346	76 450	116 10,890	不 詳	246 11,686	5 50	40 400	88 1,450	10 150	143 2,050
	3 450	9 670	3 302	3 470	4 489		10 1,261	28 1,870	5 500	14 1,320	14 618	61 4,308
			15 15	11 11	13 10	4 3	43 39					

道府県		福井県					山梨県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数							
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	29 19	17 8	3 9	8 11	57 47	63 86	57 70
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数						
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	15 558 83	18 453 76	10 50 77	3 14 10	46 1,075 246	13 480 80	26 603 125
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	2 3	7 371	2,081 374	不明 不明	2,090 374	22 39
計			2	10	2,452	不明	2,464	22 39
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	21 519	20 400	70 500	不明 不明	111 1,419	70 3,200	115 5,720
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	12 791		2 244	35 3,894	49 4,929	19 1,075	23 1,109
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)							
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考						69 58	72 65

道府県		静岡県					愛知県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数	103 39	149 41	142 36	62 26	456 142	3 1	
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	41 117	22 57	28 35	10 17	101 226	22 76	23 92
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数	5 3	11 7	6 4	22 14		
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	18 32 7	37 85 21	14 233 274	27 116 163	96 466 465	9 2,276 182	13 4,318 296
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	5 3	39 6	33 4	15 3	92 16	32 27
計			5	41	37	17	100	693 345
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)		25 653	76 2,800		101 3,453	44 6,850	58 7,800
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	4 298	10 811	10 250	6 300	30 1,659	8 1,530	7 350
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)			18 26	28 45	46 71		
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考							

山梨県			長野県					岐阜県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
			167 54	200 55	180 41	102 30	649	35 12	151 27	255 48	104 19	545 106
38 76		158 232	96 252	85 123	93 139	66 85	340 599	56 181	72 142	64 204	59 155	251 682
			44 4	47 4	7 2		98 10					
3 3	2 2	13 13	42 28	61 31	143 31	120 35	366 125	34 8	85 12	148 16	6 5	273 41
28 741 145	30 650 135	97 2,474 485	89 6,365 382	65 8,963 627	70 6,585 527	52 2,328 170	276 24,241 1,706	44 486 67	57 492 79	48 461 76	2 26 7	151 1,465 229
78	15	154	278	280	206	230	994	102	165	263	136	666
77 1	15	153 1	940 265	552 288	838 403	650 280	2,980 1,236	339 64	1,649 922	3,694 1,310	1,724 241	7,406 2,537
78	15	154	1,205	840	1,241	930	4,216	403	2,571	5,004	1,965	9,943
120 6,000	120 6,000	425 20,920	9 616	132 7,280	171 9,076	205 107,000	517 123,972	92 120	159 2,756	167 9,518	104 2,126	522 14,520
3 225	8 193	53 2,602	33 658	64 11,921	72 9,065	94 9,486	263 31,130		3 142	7 230	25 1,266	35 1,638
75 67	80 80	296 270										

愛知県			三重県					滋賀県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
	2 2	5 3			2 1	1 1	3	36 36	3 3	27 17	23 16	89 72
15 91		60 259	176 377	122 220	134 256	150 250	582 1,103	88 146	93 139	82 117	32 48	295 450
			60 38	83 53	98 64	91 67	332 222					
		9 2	12 7	20 16	54 40	70 40	156 103			19 9		19 9
10 4,618 277	7 5,000 300	39 16,212 1,055	96 1,500	50 1,300	60 1,290	40 1,000	246 5,090	32 147	22 369	22 390	21 140	97 98 1,004 476
50	20	131	18	32	70	82	202	42	30	162	61	295
1,202 5	77	2,290 32	20	37	91	130	278	288 57	157 21	1,152 103	113 60	1,710 241
1,207	77	2,322	20	37	91	130	278	345	178	1,255	173	1,951
49 11,663	25 5,750	176 32,063	126 4,250	130 2,300	125 2,200	120 3,000	501 11,750	79 1,960	42 3,420	74 6,040	98 6,040	293 17,460
5 225	7 435	27 2,540	16 505	23 990	62 4,727	200 6,127	301 12,349	22 596	14 410	40 1,293	14 1,081	90 3,380
18 4		18 4								72 39	80 23	152 62

道府県		京都府					大阪府	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数	66 21	33 18	15 10	12 10	126 59		
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	40 79	36 51	34 33	5 12	115 175	24 43	18 41
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地委員会数							
農地交換分合	農地調 整法第9条 農地委員会数						1 1	2 2
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	18 30 44	9 14 80	10 19 88	7 13 27	44 76 239	8 9 40	10 10 40
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数 取扱 件数 計	7 16 16	10 15 15	4 5 6	12 18 19	33 54 56	9 8 9	12 12 12
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	151 10,222	114 6,470	107 6,831	125 8,200	497 31,723	88 4,179	76 5,586
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	9 308	10 411	3 176	12 446	34 1,341	9 233	7 189
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)			1 4		1 4		
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考		90 66	210 139	84 56	384 261		

道府県		和歌山県					鳥取県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数						6 4	15 10
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	57 71	27 22	10 9	19 8	113 110	71 92	72 73
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地委員会数	4 4	3 3	1 1		8 8	30 9	40 8
農地交換分合	農地調 整法第9条 農地委員会数	7 7	5 5	4 4	1 1	17 17	13 13	17 17
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	35 187 101	28 136 74	12 98 50	6 48 14	81 469 239	25 137 42	33 156 99
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数 取扱 件数 計	49 142 144	51 107 110	37 78 81	21 25 26	158 352 361	108 987 1,076	96 2,808 2,973
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	91 2,518	79 2,411	14 361	3 102	187 5,392	231 5,275	87 4,179
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	31 500	22 505	15 328	8 215	76 1,548	7 298	11 480
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)							
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考		13 13	8 8		21 21		

大阪府			兵庫県					奈良県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
			121 6	100 15	89 42	38 21	348	17	72	89	86	264 186
15 10	13 95	70 189	76 91	92 99	258 335	32 154	458 679	28 35	18 26	22 27	12 19	80 107
				6 10	2 6	2 2	10 18					
5 5	1 1	9 9	100 92	70 70	35 35	10 10	215 207		2 2	9 8	3 3	14 13
9 10 40	10 12 40	37 41 160	9 221 54	12 321 100	17 377 113	5 68 47	43 987 314	28 300 178	13 168 89	16 420 221	25 350 112	82 1,238 600
10	5	36	40	75	35	12	162	16	29	73	11	129
10	5	35	1,809 179	270 5	135 2	10 3	2,224 189	19	35 1	92	19	165 1
10	5	36	1,988	275	137	13	2,413	19	36	92	19	166
88 4,523	50 2,400	302 16,688	209 22,061	180* ⁷ 8,000	70 5,000		459 35,061	58 2,017	14 504	98 7,455	92 6,750	262 16,726
4 73	3 83	23 578			1 107	5 608	6 715			139 14,000	144 16,500	283 30,500
1 16		1 16			30 103	5 28	35 131				2 2	2 2
					3 3		3 3					

鳥取県			島根県					岡山県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
10 7		31 21	1 1		1 1		2 2	7 6	6 5	9 7	11 11	33 29
44 68	35 65	222 298	78 111	93 103	108 133		279 347	391 112	644 171	444 211	170 31	1,649 525
105 31	82 22	257 70		230 76	299 112	64 41	593 229					
25 25	11 11	66 66	29 24	41 37	48 39	32 29	150 129	48 48	27 27	45 45	32 32	152 152
39 153 81	19 101 4	116 547 226	12 98 30	11 93 30	11 102 31	5 30 8	39 323 99	11 887 71	33 2,940 235	42 3,340 267	20 178 14	106 7,345 587
167	79	450	23	31	30	12	96	173	126	178	161	638
3,004 167	1,239 53	8,038 474	23	44	38	16	121 4	1,353 110	240 60	894 102	630 80	3,117 352
3,171	1,292	8,512	24* ³	47	38	16	125	1,463	300	996* ⁸	710	3,469
250 13,810	21 150	589 23,414		68 2,500	127 3,666	39 1,360	234 7,526	150 9,200	65 2,000	265 15,600	30 1,000	510 27,800
34 3,189	66 7,788	118 11,755		6 336	24 2,386	104 20,700	134 23,422		2 300	11 1,500		13 1,800
167 2,961		167 2,961										

道府県			広島県					山口県	
年 度			昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数		85 60	46 17	93 35	110 72	334 184	2 2	24 10
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)		70 103	98 191	97 205	103 250	368 749	80 130	81 98
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数		300 120	320 150	350 165	970 435		
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)		66 135 120	74 145 196	79 158 67	78 161 64	297 599 447	42 432 350	50 523 225
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	750 1,200	800 1,312	800 1,410	820 1,500	3,170 5,422	18 54	30 111
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)		237 12,632	80 2,100	67 1,500	65 1,600	449 17,832	200 6,500	98 5,008
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)		7 496	21 2,207	46 4,580	76 8,500	150 15,783	4 375	5 525
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考								

道府県			愛媛県					高知県	
年 度			昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数		12 6	6 3	11 5	8 4	37 18		
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)		80 135	75 110	35 70	23 55	213 370	16 18	18 25
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調 整法第9条	取扱件数 関与農地委員会数	40 8	26 9	16 11	7 3	89 31		
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)		4 43 9	3 160 22	6 146 36	2 31 1	15 380 68	12 208 86	36 439 181
小作争議・ 農地利用関係	取扱 件数	小作関係 農地委員会数	64 1,571 340	62 365 186	165 1,753 13	44 40 4	335 3,729 543	23 67 3	25 77 5
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)		52 2,825	50 2,256	73 3,900	20 250	195 9,231	2 46	12 180
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)		1 16	1 276	5 211	4 313	11 816	2 250	3 471
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)								
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考				205 205		205 205		

山口県			徳島県					香川県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
13 8	8 5	47 25	4 3		14 2	3 2	21 7			6 3		6 3
78 110	84 115	323 453	32 105	27 32	17 54	16 27	92 218	80 94	77 66	56 58	38 38	251 256
			14 2	28 2	30 2	15 2	87 8		55 46	44 30	25 17	124 93
35 12	28 6	112 22	20 14	8 7	18 11	6 3	52 35					
23 120 202	22 95 122	137 1,170 899	8 82 25	22 240 72	16 270 80	7 184 92	53 776 269	29 647 148	20 552 100	14 417 74	5 156 33	68 1,772 355
32	22	181	25	32	34	9	100	23	16	12	3	54
36 20	30 11	114 196	29 1	25 15	37 9	13 1	104 26	13 12	15 2	10 14	3 2	41 30
56	41	310	30	40	46	14	130	25	17	24	5	71
90 4,862	189 8,000	577 24,370		8 1,670	40 5,000	3 640	51 7,310	121 18,973	33 2,479	89 4,270	32 963	275 26,685
1 150	2 275	12 1,325		3 233	19 1,530	14 1,417	36 3,180		3 123	9 705	1 106	13 934
6 501		6 501								9 2 ⁴		9 2
148 82	242 95	390 177	38 30	34 28	48 41	41 33	161 132					

高知県			福岡県					佐賀県				
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計
			6 5	5 5	4 3	2 2	17 15			22 8		22 8
28 37	38 74	100 154	41 72	29 45	28 45	14 21	112 183	25 28	25 20	17 32	7 28	74 108
42 17	33 13	123 49	6 6	4 3	9 6	3 3	22 18					
25 276 105	12 118 62	90 1,041 434	16 16 115	15 16 136	10 12 90	6 6 3	47 50 344	25 115 63	29 69 19	35 154 85	12 30 10	101 368 177
34	33	115	152	136	116	73	477	58	39	22	14	133
96 4	85 2	325 14	268 49	196 30	182 26	96 8	742 113	143 2	92 1	41	27	303 3
100	87	339	317	226	208	104	855	145	93	41	27	306
61 2,923	43 1,433	118 4,582	136 2,860	118 2,045	121 1,965	82 1,380	457 8,250	102 5,632	68 11,687	82 7,823	12 314	264 25,456
6 666	4 405	15 1,792	3 450	4 450	3 297	3 380	13 1,577	3 150	4 460	6 283	12 800	25 1,693
										1 18		1 18

道府県		長崎県					熊本県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数						2	
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	33 60	27 69	22 27		82 156	51 143	38 60
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調整法第9条 関与農地委員会数	1 1						
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	18 787 126	13 534 85	15 513 99	10 313 50	56 2,147 360	28 663 205	38 891 257
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数 取扱 件数 小作関係 農地委員会数 計	4 4 3 7	8 9 2 11	9 8 1 9	7 7 1 8	28 28 7 35	25 28 75 28	69 77 ⁶
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	79 6,477	82 5,267	78 4,005	40 2,002	279 17,751	120 8,908	128 8,268
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	3 125	6 233	9 322	14 1,730	32 2,410	7 269	8 226
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)							
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考							

道府県		宮崎県					鹿児島県	
年 度		昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度
農地調整法第3条	取扱件数 関与農地委員会数							
第6条自作農 創設維持	関与農地委員会数 関係面積(町)	53 123	46 153	38 301	36 109	173 686	26 196	22 250
農地調整法第 5条第9条の通知	農地調 整法第5条 農地調整法第9条 関与農地委員会数							
農地交換分合	関与農地委員会数 件数 関係面積(町)	126 1,020 310	81 530 192	105 1,105 229	6 6 1	318 2,661 732	3 6 2	6 30 2
小作争議・ 農地利用関係	関与農地委員会数 取扱 件数 小作関係 農地委員会数 計	84 1,147 3 1,150	84 2,744 42 2,786	84 1,008 510 1,008	84 510 510 510	336 5,409 45 5,454	33 24 10 34	56 37 21 58
小作地減収調査	関与農地委員会数 調査面積(町)	12 2,225		7 750	20 4,000	39 6,975	31 5,875	80 4,249
小作料統制令 第4条	関与農地委員会数 関係面積(町)	10 2,200	7 1,000	10 900	15 1,497	42 5,597	4 136	10 341
臨時農地等管理令 第8条	関与農地委員会数 関係面積(町)							
其ノ他	件数 関与農地委員会数 備考							

熊本県			大分県					
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	
		2 1						
43 101		132 304	120 95	105 99	128 119	130 135	483 448	
30 1,436 365	13 28 9	109 3,018 836	45 107 161	60 99 149	67 100 201	70 140 200	242 446 711	
28	20	142	3	14	18	20	55	
30 3	22 3	155 8	3	10	20 2	16 4	49 6	
33	25	163	3	10	22	20	55	
78 5,224	30 2,050	356 24,450	37 1,215	132 14,299	21 1,000	82 5,000	272 21,514	
1 297	8 930	24 1,722	17 327	22 720	15 926	35 3,096	89 5,069	
					6 9		6 9	

鹿児島県			沖縄県					
昭和16 年度	昭和17 年度	合計	昭和14 年度	昭和15 年度	昭和16 年度	昭和17 年度	合計	
18 160	16 140	82 746	13 55	14 46	11 42	8 54	46 197	
1 1		7 11						
16 74 10	5 27 50	30 137 64	1 10 5	3 100 38	5 120 33	2 12 6	11 242 82	
5	1	95				2	2	
3 5	30	64 66				2 1	2 1	
8	30	130				3	3	
78 6,000	112 12,000	301 28,124						
4 153	2 300	20 930			13 99		13 99	

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書。

注：1) 昭和17年度は昭和17年10月までの実績である。

2) 原資料の表記が不明確、あるいは各項目の計と表記が一致しないもの。

*1 340町あるいは314町かもしれない。

*2 原資料では1となっているが、2とした。

*3 原資料では34となっているが、計が24であるため、24とした。

*4 原資料では2,3569町と表記されている。

*5 原資料では556となっているが、合計は551となる。

*6 原資料では75となっている。

*7 160あるいは120かもしれない。

*8 原資料では986となっているが、合計は996となるので訂正した。

*9 「後中止トナル」の注記がある。

表1-2 農地調整法第3条実績一覧表

府 県	年 度	事 由	管 理 セルモノ		買 収 セルモノ		備 考
			件 数	面 積 (反)	件 数	面 積 (反)	
青 森	昭和14年度	兵 役	5	田 32	6	田 54	
	昭和15年度	徵 用	3	田 6		田	
	昭和16年度	移 民	6	田 60		田	
		其 ノ 他	1	田 5		田	
岩 手	昭和14年度	兵 役	3	田 13		田	1)
		兵 役	24	田 183	2	田 7	2)
		徵 用	3	田 28		田	
		牛 馬 徵 発	2	田 10		田	
		移 民	5	田 7		田	
		其 ノ 他	2	田 12		田	
		兵 役	27	田 207	3	田 12	3)
		徵 用	2	田 16		田	
		牛 馬 徵 発	4	田 20		田	
		移 民	4	田 8		田	
		其 ノ 他	1	田 7		田	
		兵 役	30	田 247	5	田 20	4)
宮 城		徵 用	10	田 40		田	
		牛 馬 徵 発	6	田 24		田	
		移 民	5	田 12		田	
		其 ノ 他	3	田 20		田	
秋 田	昭和17年度	兵 役	1	田 12		田	5)
		其 ノ 他	1	田 6		田	6)
群 馬	昭和14年度	兵 役	3	田 29		田	7)
	昭和15年度	兵 役	2	田 16		田	7)
	昭和16年度	兵 役	1	田 20		田	8)
	昭和17年度	兵 役	1	田 10		田	8)
		其 ノ 他	1	田 3		田	8)
埼 玉	昭和15年度	徵 用	1	畠 9		田	9)
	昭和14年度	兵 役	2	田 6 畠 6		田 畠	10)
	昭和15年度	兵 役	13	田 500 畠 22	1	田 畠	11)
	昭和16年度	兵 役	6	田 24		田	12)
新潟	昭和17年度	調 査 中		田		田	
	昭和13年度	兵 役	1	田 5		田	
	昭和14年度	兵 役	4	田 28		田	
	昭和15年度	兵 役	3	田 22		田	
	昭和16年度	兵 役	4	田 29 畠 2		田	
富 山	昭和17年度	兵 役	1	田 11		田	
	昭和15年度	移 民	1	田 4		田	13)
	昭和17年度	兵 役	2	田 12		田	14)
長 野	昭和14年度	兵 役	120	田 350		田	
		徵 用	2	田 5 畠 1		田 畠	1
		牛 馬 徵 発	4	田 6		田	
		移 民	18	田 55 畠 其他	14	田 畠 其他	7 28 15
		其 ノ 他	7	田 7 畠 1		田 畠	1
	昭和15年度	兵 役	140	田 576		田	
		徵 用	1	田 9		田	
		牛 馬 徵 発	4	田 8		田	
		移 民	19	田 70 畠 其他	25	田 畠 其他	7 40 2
		其 ノ 他	10	田 10 畠 1		田	*
	昭和16年度	兵 役	48	田 167		田	
		徵 用	2	田 7		田	

府 県	年 度	事 由	管 理 セ ル モ ノ			買 収 セ ル モ ノ			備 考
			件 数	面 積 (反)		件 数	面 積 (反)		
長 野	昭和16年度	牛馬徵発	4	田	50	1	田	3	
		移 民	65	田 畠 其他	175	35	田 畠 其他	59 62 2	
		其 ノ 他	25	田	147		田		
	昭和17年度	兵 役	35	田	120		田		
		徵 用	5	田	32		田		
		移 民	40	田 畠	120	7	田 畠	18	
		其 ノ 他	15	田	70		田		
岐 阜	昭和13年度	兵 役	13	田 畠	25 1		田 畠		15)
		兵 役	23	田 畠	49 6		田 畠		16)
	昭和14年度	移 民	12	田 畠	26 13		田 畠		
		兵 役	91	田 畠	153 26	*	田 畠	1	17)
	昭和15年度	徵 用	10	田 畠	31 8		田 畠		
		移 民	40	田 畠	80 20		田 畠		
		其 ノ 他	10	田 畠	9 2	*	田 畠	6	
		兵 役	72	田 畠	296 74	2	田 畠	13 3	17)
	昭和16年度	徵 用	15	田 畠	49 6		田 畠		
		牛馬徵発	7	田 畠	15 4		田 畠		
		移 民	37	田 畠	87 37	13	田 畠	106 31	
		其 ノ 他	124	田 畠	146 36		田 畠		
		兵 役	35	田 畠	88 38	1	田 畠	2 1	17)
	昭和17年度	徵 用	7	田 畠	14 5		田 畠		
		牛馬徵発	2	田 畠	4 1		田 畠		
		移 民	12	田 畠	30 11	5	田 畠	28 7	
		其 ノ 他	47	田 畠	46 6		田 畠		
		兵 役	15	田 畠 其他	87 60 90	7	田 畠 其他	13 9	18)
静 岡	昭和14年度	徵 用	12	田 畠	5 22		田 畠		
		移 民	55	田 畠 其他	15 100 40	14	田 畠 其他	2 9	
		兵 役	21	田 畠 其他	69 91 43	4	田 畠 其他	1 10	19)
	昭和15年度	徵 用	11	田 畠	2 29		田 畠		
		移 民	96	田 畠 其他	58 115 41	17	田 畠 其他	3 22	
		兵 役	38	田 畠 其他	212 94 100	3	田 畠 其他	6 3 12	20)

府 県	年 度	事 由	管 理 セ ル モ ノ			買 収 セ ル モ ノ			備 考
			件 数	面 積 (反)		件 数	面 積 (反)		
静 岡	昭和16年度	徵 用	17	田	16		田		
				烟	22		烟		
				其他	60		其他		
	昭和17年度	移 民	71	田	187	13	田	5	
				烟	28		烟	16	
				其他	90		其他	2	
愛 知	昭和14年度	兵 役	19	田	136		田		21)
	昭和17年度	兵 役	6	烟	186		烟		
三 重	昭和16年度	兵 役	31	田	23		田	7	
	昭和17年度	兵 役		烟	43	6	烟	2	
				其他	40		其他	1	
					11				
滋 賀	昭和13年度	兵 役	163	田	202		田		
		徵 用		田		7	田	14	
	昭和14年度	兵 役	36	田	91		田		25)
	昭和15年度	兵 役	2	田	3		田		26)
		徵 用	1	田	2		田		
	昭和16年度	兵 役	24	田	52		田		27)
		徵 用	3	田	7		田		28)
	昭和17年度	兵 役	21	田	76		田		29)
		徵 用	2	田	6		田		30)
京 都	昭和14年度	兵 役	66	田	208		田		31)
	昭和15年度	兵 役	33	田	138		田		32)
	昭和16年度	兵 役	15	田	35		田		
	昭和17年度	兵 役	12	田	28		田		
大 阪	昭和14年度	兵 役	1	田	7		田		
	昭和14年度	兵 役	121	計	634		田		
	昭和15年度	兵 役	100	計	830		田		
	昭和16年度	兵 役	89	計	600		田		
	昭和17年度	兵 役	38	計	210		田		
奈 良	昭和14年度	兵 役	8	田	8		田		
				烟	25	1	烟		
				其他	0		其他		33)
	徵 用	3	田	15		1	田	1	
	牛馬徵發	3	田	5		1	田	2	
	昭和15年度	兵 役	27	田	106	1	田		
				烟	11		烟		34)
		徵 用	12	田	31	2	田	2	
		牛馬徵發	9	田	21	1	田	1	
	昭和16年度	移 民	18	田	42	2	田	5	
				烟	10		烟		
		兵 役	39	田	163	3	計	6	35)
				烟	21				
	徵 用	15	田	32			田		
	牛馬徵發	10	田	28			田		
	昭和17年度	移 民	19	田	51	3	計	12	
				烟	15				
		兵 役	36	田	170	2	田	7	36)
				烟	20		烟		
鳥 取	徵 用	14	田	40			田		
	牛馬徵發	9	田	30			田		
	昭和16年度	移 民	21	田	65	4	田	15	
				烟	20		烟		
	兵 役	6	田	34			田		37)
				烟	2		烟		
	昭和15年度	兵 役	15	田	84		田		38)
				烟	12		烟		
	昭和16年度	兵 役	10	田	55		田		39)
				烟	5		烟		

府 績	年 度	事 由	管理セルモノ			買収セルモノ			備 考
			件 数	面積(反)		件 数	面積(反)		
島 根	昭和14年度	兵 役	1	田	64		田		40)
	昭和16年度	兵 役	1	畠	10		畠		41)
岡 山	昭和13年度	兵 役	5	田	27	1	田	1	
	昭和14年度	兵 役	6	田	64	1	田	6	
	昭和15年度	兵 役	6	田	38		田		
	徴 用	1	田	1			田		
	昭和16年度	兵 役	7	田	27		田		
	徴 用	2	田	3			田		
広 島	昭和17年度	兵 役	11	田	41		田		
	昭和14年度	兵 役	85	田	460		田		
	昭和15年度	兵 役	19	田	58	5	田	33	
				畠	6		畠	18	
		牛馬徵發	5	田	19		田		
		移 民	6	田	22	6	田	11	
				畠	2		畠		
		其 ノ 他	16	田	67	11	田	35	
				畠	1		畠	2	
	昭和16年度	兵 役	36	田	120	10	田	100	42)
				畠	15		畠	2	
		牛馬徵發	10	田	30		田		
		移 民	12	田	35	12	田	22	
				畠	5		畠		
	昭和17年度	其 ノ 他	35	田	120	22	田	70	
				畠	5		畠	5	
		兵 役	40	田	132	15	田	109	42)
				畠	18		畠	11	
山 口	昭和13年度	牛馬徵發	15	田	35	15	田	30	
		移 民	15	田	36	15	田	30	
	昭和14年度			畠	5		畠	5	
		其 ノ 他	40	田	139	26	田	70	
	昭和15年度			畠	11		畠	8	
		兵 役	22	田	99		田		43)
	昭和16年度	徴 用	2	田	2		田		43)
				畠	4		畠		43)
徳 島	昭和17年度	兵 役	7	田	23		田		43)
				畠	1		畠		43)
	昭和13年度	徴 用	1	田	2		田		43)
				畠	2		畠		43)
	昭和14年度	兵 役	2	田	11		田		44)
				畠	5		畠		44)
	昭和15年度	兵 役	3	田	12		田		44)
				畠	4		畠		44)
香 川	昭和16年度	兵 役	14	田	45		田		44)
				畠	4		畠		44)
愛 媛	昭和17年度	兵 役	4	田	36		田		44)
				畠	36		畠		44)
		兵 役	6	田	18		田		45)
				畠	1		畠		45)
	昭和14年度	兵 役	7	田	29	1	田	2	46)
				畠	3		畠		46)
		徴 用	1	田			田	1	46)
				畠			畠	1	46)
	昭和15年度	移 民	1	田		1	田		46)
				畠	5	1	田	1	46)
		其 ノ 他	1	田			田	1	46)
				畠			畠	1	46)

府 県	年 度	事 由	管理セルモノ		貯収セルモノ		備 考
			件 数	面 積 (反)	件 数	面 積 (反)	
愛 媛	昭和15年度	其ノ他		田 18 畠 12	1	田 2	48) 47)
	昭和16年度	兵 役	9	田 12 畠 2		田 3	49)
		其ノ他	1	田 3 畠 4	1	田 47)	
	昭和17年度	兵 役	7	田 12 畠 2		田 3	47)
		其ノ他	1	田 3 畠 4		田 47)	
福 岡	昭和14年度	兵 役	4	田 9		田 50)	
	昭和15年度	移 民	2	田 3		田 50)	
		兵 役	5	田 7		田 50)	
	昭和16年度	兵 役	3	田 6		田 50)	
		其ノ他	1	田 3		田 50)	
	昭和17年度	兵 役	1	田 4		田 50)	
		其ノ他	1	田 1		田 50)	
佐 賀	昭和16年度	兵 役	19	田 106	1	田 2	51)
	熊 本	徵 用	2	田 5		田 52)	
		兵 役	2	田 17		田	

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書。

備考：

- 1) 市町村管理 2、農事実行組合 1. 何レモ新タニ耕作者選定小作セシム
 - 2) 新ニ小作人選定耕作セシム
 - 3) 新ニ小作人選定耕作セシム
 - 4) 新ニ小作人選定耕作セシム
 - 5) 農事実行組合ニテ賃借人ヲ選定シ一時賃貸中
 - 6) 疾病ニヨリ経営困難。農事実行組合ニテ賃借人ヲ選定シ一時賃貸中
 - 7) 管理規程等ヲ作成セズ農地委員会ニ於テ小作契約書ヲ作成シ管理方指導ヲナスクトシテ処理シ契約ハ履行中
 - 8) 管理規程ヲ作成シ履行中
 - 9) 本件ハ村ニ於テ管理セルモノニシテ之ヲ他ノ耕作人ニ從来通ノ小作料ヲ以テ耕作セシメツ、アリ
 - 10) 管理セルモノハ委託者ノ出征中村ニ於テ数名ノ耕作人ヲ選定一時賃貸セリ
 - 11) 管理セルモノハ委託者ノ応召中農事実行組合共耕買取ハ戦死者遺族ノモノヲ村ニ於テ買取り自作農創設ニ利用セリ。其他ハ村ニ於テ個人ニ小作セシメタリ
 - 12) 管理セルモノハ総テ町村ニ於テ個人ニ耕作セシム
 - 13) 満州移民ノ為村当局ニ於テ耕作権ヲ管理セルモノ
 - 14) 応召ノ為労力不足ヲ來シ土地返還ヲ為シタルモノニシテ村農会ニ於テ一時管理ヲセルモノ
 - 15) 管理ハ個人ニ耕作ヲ委託セシモノ多シ
 - 16) 管理ハ個人ニ耕作ヲ委託セシモノ多シ
 - 17) 管理ハ個人ニ耕作ヲ委託セシモノ多ク買取ハ主ニ産業組合ニ於テ将来ノ自作農創設地トナス為又ハ買戻条件付ニテ買取りタルモノ多シ
 - 18) 買取セルモノハ自作希望農家ニ譲渡済
 - ・管理セルモノハ他ノ農家ニ一時耕作セシタルモノ62件
 - ×農事実行組合ニ共同耕作セシタルモノ 14件
 - ×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 15件
 - ×農会ニ於テ管理セルモノ 12件
 - 19) 管理セルモノノ内
 - ×他ノ農家ニ一時耕作セシタルモノノ件数 102件
 - ×農事実行組合ニ共同耕作セシタルモノ 11件
 - ×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 6件
 - ×農会ニ於テ管理スルモノ 9件
 - 20) 管理セルモノノ内
 - ×他ノ農家ニ一時耕作セシタルモノノ件数 103件
 - ×農事実行組合ニ共同耕作セシタルモノ 4件
 - ×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 1件
 - ×農会ニ於テ管理スルモノ 8件
- 買取セルモノハ自作農希望者ニ譲渡済

- 21) 管理セルモノノ内
 ×他ノ農家ニ一時耕作セシメタルモノノ件数 32件
 ×農事実行組合ニ共同耕作セシメタルモノ 18件
 ×学校、青年団等ノ耕作ニ係ルモノ 2件
 ×農会ニ於テ管理スルモノ 8件
 買収セルモ買収団体ニテ所有小作セシメアリ
- 22) 農事実行組合ニ於テ管理耕作ヲ為シ除隊后農地ヲ引渡スモノトス
- 23) 農事実行組合ニ於テ管理耕作ヲ為シ除隊后農地ヲ引渡スモノトス。十八年度以降ニ於テハ獎勵費ヲ交付シテ荒廃ヲ防ク為積極的ニ管理セシムル方針ナリ
- 24) 管理スル団体村農会ニシテ現在小作ニ付シツ、アリ、管理手数料ハ徵収セズ
- 25) 転貸小作
- 26) 農事実行組合ニ於テ共同耕作
- 27) 農事実行組合ニ於テ共同耕作 35反、転貸小作 17反
- 28) 農事実行組合ニ於テ共同耕作
- 29) 農事実行組合ニ於テ共同耕作 30反、転貸小作 36反
- 30) 農事実行組合ニ於テ共同耕作 6 反
- 31) 21委員会
- 32) 18委員会
- 33) 農事実行組合主体トナリ、小学児童、勤労奉仕班ヲシテ之ヲ管理ス、又、余力アル小作人ヲシテ之ヲ耕作セシム
- 34) 農事実行組合主体トナリ、学童其ノ他勤労奉仕班ニヨリ之ヲ当ツ
- 35) 農事実行組合主体トナリ、之ニ勤労奉仕班、学童等ノ労力ニヨリ管理ス。
- 36) 農会ガ村民ノ勤労班ニヨリ管理スルモノ、又、実行組合ガ主体トナリ勤労班ニヨリ之ニ当ルモノ、又学童ヲシテ奉仕セシムル等ノ方法ニテ之ヲ管理ス。
- 37) 関係村農地委員会ハ県ノ指導ニヨリ親族若シクハ近隣農家ヲシテ耕作セシメタリ
- 38) 県ノ指導ニヨリ関係農地委員会ト共力関係部落ニ於テ恰好ノ耕作者ヲ斡旋耕作セシメタリ
- 39) 関係農地委員会ト協力シ適當ノ耕作者ニ分割耕作セシメタリ
- 40) 事業主体ハ簸川郡灘分村農会ニシテ同村土江良雄応召出征スルコト、ナリ家族ハ実姉一人トナリ小作料ノ取立及減免等農地一切ノ管理不可能トナリタルヲ以テ同村農地委員会ニ於テ審議ノ結果調整法第三条ニ依リ農会ヲシテ本人帰還迄本件農地ヲ管理セシムルコト、ナリタルヲ以テ農会ハ同村土江栄三郎四十二名ニ賃貸耕作セシム
- 41) 事業主体ハ那賀郡今福村ニシテ同村宮本松太郎ノ長男及次男応召シ從来ヨリノ自作地ノミニテモ耕作困難ヲ感ジ居ル際ナリシヲ以テ隣村ノ者ニ耕作セシメタルモ右小作人ハ本件土地ヨリ遠隔ナルタメ相当荒廃セシメ減収ノ已ムナキニ至リタルヲ以テ同村農地委員ハ食糧増産ノ重要性ヲ強調シ耕作者ヲ求メタルモ得ラレザルタメ農地委員会ニ於テ審議ノ結果調整法三条ニ依リ十六年度ヨリ三ヶ年間今福村ヲシテ本件土地ヲ管理セシムルコト、ナリタルヲ以テ同村山内熊太郎ニ賃貸耕作セシム
- 42) 管理ハ農会、農事実行組合、買取ハ村及産業組合トス
- 43) 小作料徵収又ハ減免
- 44) 管理団体ハ町村
- 45) 管理団体ハ町村ニシテ三ヶ町村ナリ、何レモ町村農地委員会ノ審議ヲ経テ目下管理小作人耕作中ナリ
- 46) 管理セルモノハ他ノ小作人ニ耕作セシム、買取セルモノハ小作人ニ買取ラシム
- 47) 他ノ小作人ニ耕作セシム
- 48) 他ノ小作人ニ買取ラシム、小作人ニ買取ラシム
- 49) 小作人ニ買取ラシム
- 50) 管理農地ハ新シク小作人ヲ選定シ一時ノ賃貸借ニヨリ耕作セシメツツアル他共同耕作等ニヨリ荒廃ヲ防止シツツアリ
- 51) 内二件一町五反ハ青年学校、四件一町二反ハ婦人会、他ハ実行組合ニテ管理ス
- 52) 他ハ全部部落実行組合ニテ管理セリ 買取ニ付テハ産業組合ニテ一時買収シ部落実行組合ニ管理ヲ委託セリ
- 53) *は記載がないことを示す。

表1-3 農地調整法第3条実績全国集計

年度 事由	昭和13年度						昭和14年度		
	管理セルモノ			買収セルモノ			管理セルモノ		
	件数	面積(反)		件数	面積(反)		件数	面積(反)	
兵役	185	田 畠 計 其他	283 6 289	1	田 畠 計 其他	1 1	526	田 畠 計 其他	1640 109 2367* 97
自己又ハ 家族ノ徵用	1	田 畠 計 其他	4 4	7	田 畠 計 其他	14 14	19	田 畠 計 其他	32 22 54
牛馬ノ 徵發		田 畠 計 其他			田 畠 計 其他		7	田 畠 計 其他	11 11
農村経済 更生ノ為 ニスル移民		田 畠 計 其他			田 畠 計 其他		87	田 畠 計 其他	99 113 212 40
其ノ他		田 畠 計 其他			田 畠 計 其他		8	田 畠 計 其他	12 12
合計	186	田 畠 計 其他	287 6 293	8	田 畠 計 其他	15 15	647	田 畠 計 其他	1794 244 2656* 137

年度 事由	昭和16年度						昭和17年度		
	管理セルモノ			買収セルモノ			管理セルモノ		
	件数	面積(反)		件数	面積(反)		件数	面積(反)	
兵役	480	田 畠 計 其他	1652 228 2478* 100	22	田 畠 計 其他	133 8 147* 12	305	田 畠 計 其他	1169 265 1644*
自己又ハ 家族ノ徵用	61	田 畠 計 其他	140 28 168 60		田 畠 計 其他		45	田 畠 計 其他	134 28 162
牛馬ノ 徵發	35	田 畠 計 其他	143 9 152	1	田 畠 計 其他	3 3	32	田 畠 計 其他	93 6 99
農村経済 更生ノ為 ニスル移民	214	田 畠 計 其他	603 85 688 90	76	田 畠 計 其他	192 109 313* 4	124	田 畠 計 其他	306 77 383 11
其ノ他	188	田 畠 計 其他	429 41 470	23	田 畠 計 其他	73 5 78	109	田 畠 計 其他	288 21 309
合計	978	田 畠 計 其他	2967 391 3955* 250	122	田 畠 計 其他	401 122 541 16	615	田 畠 計 其他	1990 397 2597* 11

出典：「農地調整法施行状況等調査ニ関スル件」農林省文書。

注：*は田畠の合計と計が一致しない。理由は、兵庫県と奈良県（一部）のデータが、合計のみ計上され、田畠別面積が掲載され

昭和14年度			昭和15年度					
買収セルモノ			管理セルモノ			買収セルモノ		
件数	面積(反)		件数	面積(反)		件数	面積(反)	
16	田 畠 計 其他	77 9 86	527	田 畠 計 其他	2063 170 3063* 43	13	田 畠 計 其他	50 29 79
2	田 畠 計 其他	1 1 2	45	田 畠 計 其他	114 52 166	2	田 畠 計 其他	2 2
1	田 畠 計 其他	2 2	20	田 畠 計 其他	58 58	1	田 畠 計 其他	1 1
29	田 畠 計 其他	10 37 47 15	186	田 畠 計 其他	285 150 435 41	50	田 畠 計 其他	26 62 88 2
2	田 畠 計 其他	1 1 2	38	田 畠 計 其他	98 3 101	13	田 畠 計 其他	43 2 45
50	田 畠 計 其他	91 48 139 15	816	田 畠 計 其他	2618 375 3823* 84	79	田 畠 計 其他	122 93 215 2

昭和17年度			昭和13年度～昭和17年度の合計					
買収セルモノ			管理セルモノ			買収セルモノ		
件数	面積(反)		件数	面積(反)		件数	面積(反)	
23	田 畠 計 其他	138 12 150	2023	田 畠 計 其他	6807 778 9840* 240	75	田 畠 計 其他	399 58 463* 12
	田 畠 計 其他		171	田 畠 計 其他	424 130 554 60	11	田 畠 計 其他	17 1 18
15	田 畠 計 其他	30 5 35	94	田 畠 計 其他	305 15 320	18	田 畠 計 其他	36 5 41
37	田 畠 計 其他	80 27 107 1	611	田 畠 計 其他	1293 425 1717 182	192	田 畠 計 其他	308 235 555* 22
26	田 畠 計 其他	70 8 78	343	田 畠 計 其他	827 65 892	64	田 畠 計 其他	187 16 203
101	田 畠 計 其他	318 52 370 1	3242	田 畠 計 其他	9656 1413 13323* 482	360	田 畠 計 其他	947 315 1280* 34

ていないためである。

表1-4 市町村農地委員会活動状況（関与農地委員会数割合）

	北海道	青森	岩手	宮城	秋田
農地調整法第3条		5%	62%	1%	4%
第6条自作農創設維持	121%	60%	112%	117%	109%
農地調整法第5条の通知	19%	22%			9%
農地調整法第9条の通知	51%	5%		15%	7%
農地交換分合	9%	116%	27%	64%	17%
小作争議・農地利用関係	53%	107%	54%	38%	7%
小作地減収調査	129%	192%	110%	223%	127%
小作料統制令第4条	69%	35%	33%	18%	116%
臨時農地等管理令第8条		55%			
其ノ他					123%
	神奈川	新潟	富山	石川	福井
農地調整法第3条		4%	1%		
第6条自作農創設維持	29%	74%	61%	50%	34%
農地調整法第5条の通知					
農地調整法第9条の通知	3%	4%	15%		
農地交換分合	43%	48%	26%	92%	28%
小作争議・農地利用関係	4%	16%	56%	4%	41%
小作地減収調査	33%	101%	122%	91%	66%
小作料統制令第4条	3%	3%	5%	39%	29%
臨時農地等管理令第8条	1%				
其ノ他	1%		19%		
	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
農地調整法第3条	28%		25%	129%	
第6条自作農創設維持	55%	50%	134%	56%	62%
農地調整法第5条の通知			5%		4%
農地調整法第9条の通知		6%	61%	9%	9%
農地交換分合	21%	26%	13%	57%	44%
小作争議・農地利用関係	16%	26%	48%	90%	86%
小作地減収調査	238%	214%	135%	182%	102%
小作料統制令第4条	16%	16%	2%	197%	42%
臨時農地等管理令第8条	0%	1%	10%	1%	
其ノ他	125%		1%		11%
	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎
農地調整法第3条	9%		5%	7%	
第6条自作農創設維持	103%	65%	39%	60%	67%
農地調整法第5条の通知	15%				
農地調整法第9条の通知	5%	32%	6%		1%
農地交換分合	24%	58%	16%	82%	46%
小作争議・農地利用関係	162%	75%	166%	108%	23%
小作地減収調査	94%	77%	159%	215%	229%
小作料統制令第4条	5%	10%	5%	20%	26%
臨時農地等管理令第8条	10%			1%	
其ノ他	99%				

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書、『市町村農地委員会設置状況』農林省文書。

注：1) 昭和17年度は昭和17年10月までの実績である。

2) 道府県別項目別農地委員会数（昭和14年度から昭和17年10月までの合計）を道府県別全市町村農地委員会数で割ったも

3) 千葉県の報告は欠けている。また、埼玉県、神奈川県、福井県の昭和17年度の一部は「調査中」「計画中」「不明」とあ

山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	東京
					6%	
87%	108%	24%	88%	143%	106%	6%
2%					17%	
		12%		16%	8%	
21%	39%	59%	116%	141%	93%	34%
10%	12%	43%	57%	22%	412%	
29%	205%	49%	46%	70%	86%	60%
33%	16%	6%		10%	3%	47%
	1%					2%
		108%				2%
山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀
	48%	39%	49%	2%	1%	40%
96%	91%	93%	35%	30%	199%	164%
	3%		5%		76%	
8%	33%	15%	15%	1%	35%	5%
59%	74%	56%	33%	20%	84%	54%
93%	265%	248%	32%	66%	69%	164%
258%	138%	194%	35%	88%	171%	163%
32%	70%	13%	10%	14%	103%	50%
			16%	9%		84%
164%						
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川
13%	1%	8%	51%	13%	5%	2%
133%	124%	481%	102%	170%	69%	159%
42%	102%		121%		6%	59%
40%	57%	44%	60%	12%	26%	
69%	17%	31%	83%	72%	40%	43%
269%	43%	186%	400%	95%	75%	34%
353%	104%	149%	125%	304%	38%	174%
71%	60%	4%	42%	6%	27%	8%
100%				3%		6%
				93%	99%	
熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	全国	
0%					14%	
45%	221%	201%	60%	81%	107%	
					13%	
		52%	8%		17%	
37%	111%	370%	22%	19%	54%	
48%	25%	391%	69%	4%	105%	
122%	124%	45%	220%		135%	
8%	41%	49%	15%	23%	30%	
	3%				6%	
					18%	

の。市町村農地委員会数は昭和17年のもの。
るが、事実がないものとして合計した。

表1-5 農地調整法第4条の協議に関する調査

道府県名	年度	団体名及其ノ所在地	地目	協議ヲ求メタル土地ノ面積(反)	同上中協議成立シタル面積(反)	経過ノ概要
神奈川	昭和17年度	豊田信販勝利組合 (中郡豊田村)	田 煙	* *	16 6	17年2月上旬以降同村産業組合ニ於テ再三地主ヲ役場ニ招致シ買取申込ノ結果地主ノ諒解ヲ得取 成るシタルモノナリ
本項ノ昭和13、14、15、16年度ニハ該当事項ナシ						
農地調整法第4条ノ規定ニ基キ正式協議ヲ為シタル事例ナシ。但シ事業遂行上同法ノ趣旨ニ依リ協議ヲ遂ゲタルモノノ昭和13年以降20件ニ及ビ其ノ状況左ノ通り						
昭和13年度	該当ナシ	田方郡対馬村	山林原野	183	131	
		中川村2)	山林原野	65	*	
		駿東郡富士岡村	山林原野	130	82	
			田 煙	91	91	
			山林原野	23	23	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ
		庵原郡広幡村	山林原野 其他	40 2	40 2	
			田 煙	43	43	
		庵原郡静浜村	山林原野 其他	16 14	16 14	
		田方郡対馬村	山林原野	46	32	
		賀茂郡中川村	山林原野	79	*	
		駿東郡富士岡村	山林原野	114	33	
		庵原郡広幡村	山林原野 其他	21 15	21 15	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ
		庵原郡静浜村	田 煙	19	19	
昭和15年度	静岡	引佐郡中川村	山林原野	7	7	
			田 煙	14	14	
			山林原野	33	33	
		賀茂郡三浜村	山林原野 其他	16 2	6 2	
		駿東郡富士岡村	山林原野	21	1	
		駿東郡片浜村	烟 其他	13 4	4	
			田 煙	76	12	
		富士郡芝富村	山林原野	59	50	夫々農地調整法第4条ニ基キ協議ヲ為シタルモノト同様ノ処置ニシテ自作農創設地ニ充ツ
		庵原郡小島村	山林原野	51	51	
		原田村3)	山林原野	9	9	
昭和16年度		小笠郡原谷村	山林原野	13	10	
		浜名郡吉野村	山林原野	75	75	
		浜名郡三方原村	山林原野	128	50	
		引佐郡中川村	山林原野	68	45	

静岡 昭和17年度	駿東郡片浜村	田 烟	22	*
	庵原郡小島村	山林原野	11	*
	庵原郡戸谷村	山林原野	24	24
	白塚町 ⁴⁾	山林原野	28	20
	富士郡上井出村	山林原野	41	*
	小笠郡河城村	山林原野	110	*
	浜名郡伊佐見村	山林原野	22	*
京都	引佐郡都田村	山林原野	69	*
	* 京都府天田郡雲原村	田 烟	46	*
兵庫 昭和14年度	兵庫県宍粟郡染河内村	田 烟 其他	147 3 0	4 1 1 ナシ 協議不調
	米沢村美用農事実業組合(日野郡米沢村)	田 烟 宅地(坪) 山林原野	39 3 673 1	39 3 673 1 30 5 62 40 2 683 60 60
鳥取 昭和14年度	東伯郡上北條村	田 烟 宅地(坪)	30 5 62	30 5 62 40 2 683 60 60
	日野郡日光村	田 烟 宅地(坪)	40 2 683	40 2 683 60 60
昭和13年度	小豆郡北浦村	山林	60	60 60
	昭和14年度15年度ハ該当ナシ			
香川 昭和16年度	木田郡神山村	田 烟 宅地(坪)	98 9 1148	98 9 1148
	水上村産業組合(木田郡水上村)	田	17	17
	木田郡田中村	田 烟	15 0	* * タルニ依り村ニ於テ一時取得シ置キ昭和17年度自作農資金ヲ以テ自作農創設ヲ為サントス

出典：「農地調整法施行状況等調査ニ關スル件」農林省文書。

注：1) 原資料が町村名のみの場合は郡を補った。

2) 静岡県中川村のうち、昭和15年度については郡別の記載があるが、昭和14年度については賀茂郡中川村か引佐郡中川村か、不明。

3) 静岡県原田村は、富士郡原田村、小笠郡原田村とあり。どちらか不明。

4) 静岡県白塚町といふ地名は不明である。

5) *は原資料に記載がないもの。

表1-6 農地調整法第5条ノ命令ニ関スル調査

道府県名	命令施行期日	命令実施区域(市町村数)	命令ヲ発スルニ至リタル事由	通知アリタルノ状況					通知セザルモノノ状況	備考
				年度	件数	面積(町)	農地委員会斡旋状況	件	町	
北海道	14.06.08	純漁山村 市街ヲ除 ク7市211 町村	小作争議ヲ未然ニ防止シ 小作農家ヲ安定セシメ自 作農家ノ扶植ヲ図ル為	13					112	560
				14	9	45	自作創設	3	93	465
							小作継続	4		
				15	15	80	自作創設	5	90	380
							小作継続	8		
				16	18	93	自作創設	9	105	525
							小作継続	7		
青森	15.01.11	青森県 一円	不良仲介者等介在シ投機的營利的売買スルモノアリテ農地価格及農地ノ分配ヲ不適正ナラシメ農家ノ生活ノ不安定並ニ増産ニ支障ヲ來タス虞アルヲ以テ命令ヲ発スルニ至リタルモノナリ	15	4	1.9	市町村農地委員会ニ 対シ農地処分ノ通知アリタル場合其ノ土地ガ小作地ナル場合ハソノ小作人ニ自作地ナル場合ハ買受希望者ニ買受ヲ斡旋買取ラシメタリ			上記ノ年別ハ 通知アリタル モノノ状況ニ 関スル分ナリ
				16	26	57.7				
				17	705	254.9				
				13						
秋田	14.02.28	県下 一円	農地調整ノタメ農地所在ノ市町村ニ農地ノ所有ヲ還元セシメントスルニ依ル	14	13	83.0	関係者ヲ呼出シ事情ヲ調査、小作人等アル場合ハ手持資金、自作農創設維持資金等ニ依リ小作人等ニ譲渡セシメル様斡旋セリ			数十件数十町歩 数十件数十町歩 数十件数十町歩 数十件数十町歩
				15	3	1.7				
				16	10	6.3				
				17	5	62.2				
				14	10	11.1	斡旋セズ9件、斡旋セルモノ1件	1789	521.1	
山形	14.03.10	188	別紙ノ通 ¹⁾	15			不明			不明
				16			不明			
				17			不明			
				14	1	1.4	会長ハ□当ノ委員ヲ指命シテ当ラシム	本県令ニ罰則ナキ為通知ヲセザルモノ相当アル状況ナルモ件数面積不明		
埼玉	14.01. 13県令 第1号 (改正 15.01. 19県令 第3号)	埼玉県 一円	土地処分ニ依ル紛議多カ リシ為之ヲ未然ニ防止スルト共ニ不在地主等ノ土地処分ニ関シ中介業者ノ介入ヲ排シテ直接小作人ニ購入セシメ自作農創設ヲ容易ナラシム為ナリ	15	33	23.7				
				16	23	6.6				
				17			調査中			
神奈川			本件發令ノ為本年三月県農地委員会ニ付議シタルコトアルモ都合ニヨリ目下發令ヲ留保中 ²⁾							
長野	14.06.26	下水内 郡外様	土地兼併農地ノ村外流出農地ノ移動ニヨル小作料値上等ノ傾向顯著ナルニ至リタルタメ	14	44	6.7	小作人ニ買取ラレタルモノノ件数40、関係人員46人、関係面積63反	ナシ		
	14.07.03	小県郡大 門村								
	14.09.15	下高井郡 市川村								
	15.09.24	下伊那郡 日折村 ³⁾								
	16.02.17	南安曇郡 温村								
	17.04.30	北佐久郡 三都和村								
静岡	13.10.22. (改正 15.04.18)	256	農地ノ他町村ニ流失スルコトナキ様農地委員会ニ活動ノ余地ヲ与フル必要アルコト。争議ノ未然防止ヲ為ス為必要ナルコト。悪質プローカーの絶滅ヲ期スル要アルコト。自作農創設上必要ナルコト。	15	5	1.6	県ニ係官ノ派遣申請ヲ為スト共ニ農地委員会ヲ開催シ県ノ指導ヲ受ケツ、本令公布ノ趣旨ニ基ク斡旋ヲ了セリ	不明ナルモ 一ヶ年数千件 ヲ予想ス		
				16	11	4.2				
				17	6	1.8				

三重 ⁴⁾	第1回 14. 11.06	113	悪質ナル土地ブローカーヲ排除シ価格ノ公正ヲ期シ又可及的現在耕作者ニ其ノ農地ヲ購入セシメテ自作農ノ創設ヲナスト共ニ農地ノ売買移動ニ依ツテ起ル粉争ヲ防除スルタメ	14	177	27.0	右通知アリタル場合ハ当該農地委員会ハ努メテ現在耕作者ニ適當ナル価格ヲ以テ売却セシムル様斡旋ニ努メ其ノ大部分ハ右斡旋ニ成功セル状態ナリ	其ノ件数面積等ハ不明ナルモ通知セザルモノハ相当アルモノ、如シ	
	第2回 14. 12.01	45		15	250	36.0			
	第3回 15. 03.11	23		16	200	30.0			
				17	115	15.0			
兵庫 ⁵⁾	15. 03.09	美方郡 大庭村	本村ハ農地467町歩中其ノ五割余234町歩ノ小作地ヲ示セリ依而此ノ農地所有ノ不均衡ヲ是正スルト共ニ土地価格ノ昇騰ヲ防止センガ為ナリ	15	19	15.7	斡旋件数 斡旋面積(町) 委員会開催数	6 1.4 10	ナシ
				16	10	2.1	斡旋件数 斡旋面積(町) 委員会開催数	2 1.6 6	ナシ
				17	7	6.1	斡旋件数 斡旋面積(町) 委員会開催数	2 5.3 2	ナシ
和歌山	13. 10.27	市町村農地委員設置市町村	農地移動ニ因ル地主小作人間ノ争ヲ未然ニ防止スル上ニ於テモ自作農創設維持事業ノ円滑ヲ期スル上ニ於テモ必要ナルコトニシテ本県ニ於テハ大体ニ於テ農地委員会設置セラレタル市町村ニ於テハ此ノ通知ヲ為サシムルヲ妥當ト考ヘタルモ其ノ円滑ナル運用ヲ期スル為予メ通知スペキ場合ヲ定メ其ノ区域ニ付ハ市町村農地委員会ノ意見ヲ徵シタル処通知区域ニ指定サル、ヲ希ム旨回答アリタルニ依ル	13	4	4.2	小作地ニ在リテハ目的変更ガ相当ト認メラル場合ノ外可成現小作人ニ買取ラシムル様尚買取資金ノナキ者ニ対シテハ自作農創設維持資金ノ貸付ニ依リ買取ラシム様現小作人以外ノ者ガ買取ルコト、ナル場合ハ其ノ農地移動ニ依リ新旧地主小作人間ニ於テ争議ヲ惹起スルガ如キコトナキ様自作地、小作地共ニ可成本市町村在住者ニ買取ラシムル様売買価格ノ適正等ヲ念頭ニモチ斡旋ニ力メツ、アリ		
				14	3	2.4			
				15	1	0.1			
鳥取 ⁶⁾	14. 12.19	鳥取市外 54ヶ 市町村	一、土地異動ノ頻繁ナル町村 一、小作地ノ比較的多キ町村 一、土地ブローカー等ノ介在ノ凝アル町村 一、他町村地主ノ多キ町村	14	30	5.7	其ノ大部分ハ小作人ニシテ買収セシメタルモ小作人ニシテ買収不可能ノ場合ハ可成村内地主ニ買取ラシムル様斡旋セリ	135	24.6
				15	40	7.9		177	28.3
	16. 05.16	県下残 町村全部 114ヶ町村	本令施行ノ実績ニ鑑ミ全町村ニ実施スルヲ適當ト認メタルニヨル	16	105	18.5		275	60.1
				17	82	11.6			不明
島根	15. 09.17	49	農地分配ノ不均衡不在地主ノ農地所有ニ因ル弊害農地ノ他町村ヘノ流出等ニ依ル経済更生上ノ支障等ニ基ク各種ノ障害又ハ紛議ノ発生ヲ未然ニ防止シ農地事情ヲ改善スルタメ予メ選定シタル町村ノ農地委員会長ニ指定ノ要否ニツキ意見ヲ徵シ指定ス	15	230	34.5	同上面積ハ總テ売買ノ場合ニシテ内9町8反ハ其ノ小作人ニ売却セシメ3町ハ他町村ニ流出セントスルモノヲ自町村ニ泊メシム其他ハ所有者ノ予定通承認	相当件数アルモノト思料セラル、モ其件数面積共不明ニシテ従ツテ其状況判明セズ	
	15. 12.04	32		16	299	41.8	同上面積ハ總テ売買ノ場合ニシテ内6町3反ハ其ノ小作者ニ売却セシメ9町ハ他町村ニ流出セントスルモノヲ自町村ニ泊メシム其ノ他ハ所有者ノ予定通承認	相当件数アルモノト思料セラル、モ其件数面積共不明ニシテ従ツテ其状況判明セズ	
	16. 06.13	11							
	17. 03.16	161							

	15. 04.09	146	農地処分ノ適正ヲ期スル為	15	300	79.0	何レモ農地委員自作農施設ノ為小作人ニ買取セシム	130	14.0	昭和15年4月9日広島県告示第242号
広島7) 16. 12.09	219(広島 県一円)	農地処分ノ適正ヲ期スル為	16	320	85.9	何レモ自作農奨励資金貸付ニ依リ自作農創設ス	156	17.0	昭和16年12月9日広島県告示第1291号(昭和15年度広島県告示第242号廃止)	
			17	350	80.6	自作農奨励資金ヲ貸付小作人ニ買取斡旋ス	165	18.2		
徳島 14.02. 24(昭 和13年 9月20 日徳島 県令第 68号)	2	小作地売買移動多キニ因ル	14	9	1.4	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	10	0.8	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
	2	小作地売買移動多キニ因ル	15	5	0.7	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	30	2.7	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
	2	小作地売買移動多キニ因ル	16	1	0.1	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	35	2.4	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
	2	小作地売買移動多キニ因ル	17	6	1.3	同上面積ニ付自作農創設資金又ハ自個ママ資金ニテ農地委員会斡旋ス	11	1.1	通知ナキモ其ノ多クハ自己資金ニテ買取ラシメツ、アリ	
香川 15. 05.02	1市84ヶ 町村4ヶ 村ママ	農地ノ市町村外ノ移動並 ニ不正仲介業者ノ防止ノ為	15	55	13.1	其ノ内農地委員会斡旋ヲナシ自作農創設セシモノ33件アリ	695	164.5		
			16	44	11.5	其ノ内農地委員会斡旋ヲナシ自作農創設ヲナセシモノ26件アリ	621	162.1		
			17	25	5.5	其ノ内農地委員会斡旋ヲナシ自作農創設ヲ為スベク決定セルモノ15件アリ	294	83.8		
愛媛 14. 06.27	農地委員 会設置 市町村		14	40	16.4	小作人ニ買取ラシメタルモノ37件、77反	面積不詳ナル モ相当アル見込	(218)	農地委員会数	
			15	26	18.1	小作人ニ買取ラシメタルモノ27件、68反	面積不詳ナル モ相当アル見込	(209)	農地委員会数	
			16	16	6.2	小作人ニ買取ラシメタルモノ11件、33反	面積不詳	(205)	農地委員会数	
			17	7	3.7	小作人ニ買取ラシメタルモノ4件、19反	面積不詳	(207)	農地委員会数	
佐賀 17. 02.19	2村	佐賀郡東與賀村、嘉瀬村 ノ両村ニ亘り田9町6反 歩ノ農地ヲ農地委員会ニ 通知セズシテ個人ノ斡旋 ニ依リ農業者以外ノ者ニ 此ノ農地ヲ売買セシトス ルニ因リタルモノナリ	17	1	9.6	県ガ市町村農地委員会ニ対シ自由ニ農地ノ売買ヲ為スコトヲ抑制シ一面ニ在リテハ地主・農地仲介者ニ農地処分調整規程ノ制定シアルコトヲ示シ之ガ売買取引ヲ可及の二断念セシメ以テ現小作人ニ優先的ニ譲渡セシム様ニナシタリ	数字的ニ挙グ ルコトハ困難 ナルモ相当數 ニ及ブモノト 思ハル 県令 ヲ以テ農地処 分調整規程ノ アルコトヲ知 ラズシテ□□ 売買スルモノ モ可成アルモ ノト思ハル			

出典：『農地調整法施行状況等調査ニ関スル件』農林省文書。

注：1) 不明である。

- 2) 神奈川県では、昭和18年12月28日に、農地処分調整規則（神奈川県令第103号）が定められた。区域は「県一円」（「神奈川県告示第992号」）であった（〔神奈川県公報〕第1781号、昭和18年12月28日）。
- 3) 下伊那郡日折村という村は存在しない。
- 4) 三重県では、昭和13年12月13日に、農地調整法施行細則（三重県令第98号）が定められた。農地調整法施行細則第6条による命令である。
- 5) 兵庫県では、昭和14年1月16日に、農地調整法施行細則（兵庫県令第2号、昭和15年2月19日兵庫県令第11号一部改正）が定められた。農地調整法施行細則第7条による命令である。
- 6) 鳥取県では、昭和14年12月19日に、農地処分調整規則が定められた。農地処分調整規則第2条により指定された2市53ヶ町村の一覧は、「農地処分調整規則の公布」（〔鳥取県公報〕第1095号、昭和15年1月12日）に掲載されている。また、昭和16年5月16日の追加指定町村の一覧表は、「鳥取県告示第407号」（〔鳥取県公報〕第1233号、昭和16年5月16日）に掲載されている。
- 7) 広島県では、昭和13年12月27日に、農地調整法施行細則（広島県令第59号）が定められた。農地調整法施行細則第7条による命令である。